

平成 29 年度 第 9 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 11 月 20 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石央地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席農業委員（10 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子
4 番和田幸子 6 番大村理之 7 番山本秀彦
8 番田代和秋 9 番深野政勝 10 番原田和徳
11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（8 名）

崎谷靖徳、佐々木要、河村博幸、井上清澄
湯浅憲昭、仲津和法、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 9 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。ただ今より、平成 29 年度、第 9 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は二本木委員、佐々木康規推進委員、流推進委員、壱岐推進委員から欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解頂きましたので、10 番 原田 和徳 委員、11 番 柳原 良雄 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項

会 長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より一括報告をお願いします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。議案書の2ページと3ページに渡ります。全部で5件ございます。まず、番号1です。●●●●、登記簿現況ともに畑で、118㎡でございます。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。届出日が10月24日で、成立日が10月13日、引渡時期は10月20日となっております。内容は合意解約でございます。次に番号2です。●●●●で合計4筆でございます。全部畑でございます。合計面積が1,026㎡となっております。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。届出日は11月7日で、既に成立日が3月17日、引渡時期は3月24日となっております。3ページをご覧ください。●●●●。番号3。●●●●の2筆で、合計62㎡でございます。賃貸人は●●●●。賃借人は有●●●●。届出日は11月7日で、既に成立日が3月17日、引渡時期は3月24日となっております。内容は合意解約でございます。●●●●次に番号4。●●●●でございます。面積は23㎡です。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。届出日は11月7日で、既に成立日が3月17日、引渡時期は3月24日となっております。内容は合意解約でございます。次に番号5。●●●●。面積は345㎡の内6㎡となっております。6㎡につきましては、農道の拡幅ということで、その部分は道路になるということで、解約の届出をするということでございます。賃貸人は●●●●です。賃借人は●●●●。以上、合意解約で届出がありましたので、ご報告いたします。以上でございます。

会長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようであります。この件については報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

農地法 第3条

《 跡市町 》

会長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページから5ページにわたります。農地の場所は●●●●。合計で、田が7筆で畑が6筆です。田が3,865㎡、畑が2,401㎡で13筆の6,266㎡となります。権利の移転につきましては、3条の無償移転ということでございます。譲

渡人は●●●●です。譲受人は●●●●。譲渡人につきましては、遠隔地に住んでおり耕作していないので、譲渡したいということでございます。譲受人につきましては、申請地近くに住んでおり譲渡人から申請地を譲り受けて、農業を拡大したいということでございます。受入世帯は3人中3人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償でございます。担当委員は和田委員でございます。農業もされていますし下限面積も十分ありますので、法令上特に問題はございませんでした。位置図の方は範囲が広いため1ページから4ページに載せておりますので、そちらをご覧頂ければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 それでは、和田委員、調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 調査結果の報告をいたします。16日に佐々木推進委員と現地調査へ行ってきました。●●●●は岡山の方へ長年おられまして、時々はこちらに帰っていたようですが、このたび家も売って財産譲与という形で農地の受入の方を聞いておりました。譲受人●●●●が受けるということで、今回の申請に至りました。位置図の1ページの、6●●●●の農地については、時々帰って来られて作っておられました。それを、山本さんが維持して作るという事でございます。2ページになりますが、県道皆井田江津線を長谷方面に進んで長瀬から橋を渡って金城方面へ行く道があるのですが、1キロ程進んで行きます。2、3件は山林化しておりましたが、引き受けるに当たって一応全部されるという事でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

推進委員 跡市から金城に抜ける道の、あの辺りの農地はほとんど荒れているのではないですか。

4 番委員 荒れております。しかし、全部譲り受けるという事でした。

推進委員 私も2、3回あそこを通った事があるのですが、農地が荒れているなと思って見ておりました。

4 番委員 どうしようもないことなのですが、譲られるこちらで譲り受けてくれる方が今しておかないと出来ないのではないかなと思います。

推進委員 わかりました。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第4条

《 渡津町 》

会 長 次に、日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。先に事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページをご覧ください。場所の方は位置図の5ページをご覧くださいと思います。農地の場所でございますが、登記簿現況ともに畑です。面積は195㎡でございます。申請人は●●●●。転用目的は個人住宅ということでございます。転用理由としましては、既に平成2年より申請地に居宅を建てておりましたので、申請をするということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員です。工期は平成2年3月25日から完了しているということで、顛末書が出ております。法令等は特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、私の方から報告をいたします。位置図の5ページをご覧ください。9号線江津バイパスと交わっている部分が、国道261号線の交わる部分になります。261号線を桜江方面に下って行きまして、旧道に交わる点がございまして、そこを右に進みます。先にはバイパスの二重橋がございまして、そこを下りたすぐ右側に位置します。申請地は●●●●。バイパスと261号線の交差点から約400m、バイパスの入り口から約1.3キロ。9号線の江の川橋の袂に信号がございまして、そこからは約400mの位置になります。現在は空き家となっております。平成2年から家を建てられていました。●●●●ですが、渡津町に多数のアパートや借家を所有されている方です。今回の建物も借家のひとつと思われまして。現地の確認をしたところ、空き家となっておりますが、中は綺麗に掃除をされて管理をしておられます。裏側については、水路がございまして。裏の空き地については、車や資材置き場となっております。両側については、民家があり現在居住をされております。前は旧国道に面しております。手前に●●●●がございまして、更にその手前の方に

については自動販売機やコインランドリーが並んでいる所でございます。こちらについては、担当の本藤行政書士さんと確認をしました。このように水路や国道に面しているのも、転用をするにおいて周囲に被害を及ぼすことはないという確認をしたところでございます。以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 跡市町 》

会 長 日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 7 ページ、番号 1 になります。場所の方は位置図の 1 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地の場所は、●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は 129 m²です。所有権の移転でございます。譲渡人は、先ほど 3 条で説明いたしました●●●●。譲受人は●●●●です。転用目的は植林をしたいということでございます。理由としましては、譲受人が購入予定の宅地南側にある申請地に桜を植林して利用するという事です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は●●●●です。担当委員は和田委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 5 月末日までということでございます。許可基準、一般基準を見ましたが特に問題はございませんでした。以上です。

会 長 それでは、和田委員、調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 16 日に佐々木推進委員と現地を確認いたしました。位置図は 1 ページをご覧ください。県道皆井田江津線沿いにあります、●●●●の右側の土地です。この申請地は、●●●●を買われまして、申請地の東側、県道に面しまして北側は譲渡人の宅地があ

りまして、裏の方は水路になっていまして、通路が面しており転用をすることで周囲に被害を及ぼすことはないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 　議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 7 ページの番号 2 になります。場所は位置図の 6 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地の場所ですが、●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は 421 m²です。所有権の移転ということでございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的としましては、個人住宅ということ。理由としましては、現在借家住まいですが、家族が増えたため新たに土地を購入し個人住宅を新築したいということでございます。申請人は本人で、対価は●●●●。担当委員は原田委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 5 月 31 日までを予定しているとのこと。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 　それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 　11 月 18 日に現地を確認いたしました。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。右下に走っているのは国道 9 号線です。丁度、下の真ん中あたりに信号マークがありますが、ここは歪な五叉路になっていまして、嘉久志方面の右上から進んで来まして、この信号を右折します。和木公民館を通り過ぎて 5、6m 程進みまして右折しますと、しばらくして現地があります。ここは、区画整理をした住宅街となっております。木曾さんと高橋さんのお宅の間にある土地です。現在は、耕作されている状況

はなく、年に一回は草刈りをされているのではないかなという状況で、周囲に耕作されている畑もありませんし、新築されて悪影響を及ぼすことは無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 　議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は最後のページの 8 ページになります。位置図の方も最後のページの 7 ページとなりますので、そちらをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は 106 m²ございます。所有権の移転です。譲渡人は 3 人の方の 3 分の 1 で共有名義であります。●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は駐車場にしたいということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 5 月末日までを予定しております。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 　それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 　位置図は 7 ページをご覧ください。左から右に向かって県道皆井田江津線が走っております。9 号線の都野津西交差点から跡市方面へ約 500m 進んだ所の交差点があります。そこを東へ入りまして、約 200m 進んだ右側に現地があります。周囲は住宅街となっております。耕作はしてありませんが、草刈りは年に何回かはされているようです。●●●●に斜線と同じ様な広さの土地がありまして、そこは家庭菜園のようなことをされております。●●●●が、隣接している土地なので駐車場に利用した

いということでございます。周りはほとんど住宅地なので、特に問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

非農地通知

会 長 　次に、追加議案であります。議案第 4 号「非農地通知について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　本日、追加議案としてお配りしました議案書と、資料No.1 と資料No.2 をご覧頂きたいと思えます。先に資料No.1 の江津市農業委員会会長、佐々木英夫さんの英の字が秀となっておりますので、英の字に訂正をお願いいたします。それでは、非農地通知について説明をさせていただきます。まず、資料No.2 をご覧下さい。農地法の運用についての制定についてです。これは抜粋したものでございまして、平成 21 年に制定されて最終改正が平成 28 年に行われたものです。この中の、第 4 の (3) をご覧頂きたいと思えます。農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続きにより行うこと。ア、法第 30 条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査、要領を踏まえ平成 20 年 4 月 15 日付けの 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知に基づく調査を踏まえ、(4) の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて、総会又は部会の議決により判断を行うこととなっております。これに沿って非農地の判断を今回提出したものでございます。(4) につきましては、次の所を見て頂ければと思えますが、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないということでございます。アが、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が難しいということでもあります。次にイにつきましては、ア以外

の場合で、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと思込まれる場合、これにつきましては非農地の判断をしても良いということでございます。今回、桜江町長谷地域で非農地の現地確認を農業委員と推進委員で確認いたしました。毎年、利用状況調査をして頂いていますが、今回このようなことで非農地の通知を考えておきまして、調査に行ったものでございます。その時の写真がありますが、こちらは回しながら見て頂けたらと思います。どこの地番か分からない状況ですが、一応このような状況であったということを見て頂ければと思います。現地は、写真をご覧の通り山林化した農地がほとんどでございまして、何もされていない原野もありました。追加議案の 2 ページからご覧下さい。今回、見て回りました非農地対象農地を一覧表として挙げております。482 筆ございまして、田が 214 筆で畑が 268 筆です。合計面積は 274,669 m²でございました。対象名義人を調べまして対象人数は 100 人でございました。いずれも、判断の理由としましては、山林化していて復元が困難だという判断をしております。右端に写真という欄がありまして番号が書いてありますが、この写真は法務局に提出する際の航空写真を用意いたしまして載せております。今回の総会におきまして、非農地と決定いたしますと、非農地通知という扱いをします。そして、所有者に対して送るものが、資料No.1 をご覧下さい。この通知書を、名義人あるいは所有者に送ろうかと思っております。通知の内容としましては、平成〇年〇月〇日の総会におきまして、貴殿が所有する下記の土地は農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨、判断しましたのでお知らせします。このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。なお、農業委員会は下記土地について、農地台帳を整理するとともに、併せて関係機関に対して農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。次に、この裏をご覧下さい。お願いについて文書を付けていますが、内容としましては、農業委員会においては、農地法に基づき農地利用状況調査を実施しています。今回の調査において貴殿が所有されている別紙の非農地通知書に記載した土地は、農地ではなく非農地として取り扱うことが適当であると判断されました。つきましては、大変ご面倒をお掛けしますが、松江地方法務局浜田支局へ地目変更の登記申請をして頂きますようお願いいたします。なお、地目変更登記については土地家屋調査士、行政書士等に直接お尋ね下さい。ということで、下に記として記しておりますが、地目変更登記に必要なものとして、登記申請書、非農地通知書、案内図、その他登記上の住所と異なる

る場合は、住民票の写し、相続が発生している場合は除籍謄本、住民票の写し、戸籍抄本等が必要です。その他としましては、地目変更登記申請に登録免許税はかかりません。地目変更登記する場合、登記簿の地目は法務局の判断により決定されます。法務局から現地確認を依頼される場合があります。その他ご不明な点がありましたら事務局までということで、この文書を出すにあたりまして、浜田法務局へはまだ電話で話をしている段階ですので、法務局に行き協議をしながら、非農地通知した方に対して手続きをしやすい体制を取り、十分な相談をしながら通知を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長 委員さんの現地確認の報告はされますか。

事務局 はい、報告をお願いしたいと思います。

8 番委員 10月4日、10日か11日だったと思いますが、事務局長と浜松さんと湯浅推進委員と4名で桜江町長谷の現場に行きました。湯浅推進委員の案内で八戸、勝地を除いたほとんど全地域、住んでおられる所は1軒くらいで、あとは空き家の状態が1軒くらいで、ほとんど廃屋化していてこちらの方には、住んでおられない家が多々ありまして、農地そのものの判別も出来ないような状態がほとんどでした。逆に耕作してない所を見るより、耕作している所を当たった方が早く済むのではないかと思うような状況です。ここを農地として残していても、耕作をされる方がいない状況で、自分としては非農地の判断は仕方ないかと思っております。以上です。

会 長 湯浅推進委員、お願いします。

湯浅推進委員 今言われましたように、10月4日と11日に4人で現地確認をしました。自分なりに事前に農地がどこにあるか調査をしておいて、それに基づいて現地調査に行きましたが、実際に見てみますと、ほとんど山の中です。人数が100人と書いてありますが、この内の約半分は亡くなっておられますし、後継ぎもいません。皆、出しておられて空き家となっています。そういった状態ですし、実際に見てもらいましたが、耕作道もどう通って行ったのかも分からない、本人もどこにあるのかも分からないという所もございました。今まで作っていなかった所が1ヶ所か2ヶ所、作ってあったというようなところもありました。そのような農地は事務局へ言ってあります。全部、見に行ってもどこにあるのかというような状態です。耕作道もなければ圃場整備もしていない、大型機械も入りません。昔に作っていた土地なので、牛や馬を使ってされていたのだと思うので、小さい道でも入って行って耕作が出来ていたのだら

うと思います。そのような状態ですので、よろしくご審議の程お願いいたします。

会 長 　ただ今、事務局及び田代委員、湯浅推進委員より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

事務局長 　これは、あくまでも本人申請ですので。住所が変われば住民票の写しが必要ですし、名前が変われば戸籍謄本等も必要なのでその場合は、費用は生じます。

農業委員会は、非農地を通知することで農地台帳から削除することとなります。

9 番委員 　私たちがする利用状況調査はスムーズになるかもしれませんが、ほとんどの方が登記はされないのではないかと思います。そのあたりの判断はいかがですか。

事務局長 　なかなか難しいのではないかとってはおります。長期間にわたり山林化しているところでもあります。こちらはあくまでも通知をするという事で、仮に所有者の方から不服の判定があっても、その土地が農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないということの通知をするだけであって、行政処分等には該当しませんから、農地台帳から削除してもいいかというものです。

事務局 　非農地判断をされた委員会の話を聞きますと、実際に登記をされた人は 3 割を満たない、中には 1 割にも満たない所もございました。

9 番委員 　長谷が一番そのように農地が山林化しているので、先に手を付けられるのだろうと思います。今後の計画としては順次されていくということですか。

事務局長 　そうです。●●委員会では、たくさん調べられていっぺんに法務局に出されたようで、法務局の方もいっぺんに来たものだから現地確認等が大変だったと聞きました。ですから、うちは第一弾として長谷地区を調査しまして、これを持って法務局へ行き、スケジュール的なものを調整していきたいと思っております。

9 番委員 　順次にはしないということですか。

事務局 　地籍調査が終わっている所は、ある程度分かりますので、順にしていけないといけないと思っております。

会 長 　他にご質問等ありませんか。

2 番委員 　よろしいでしょうか。この非農地については以前から発生していますが、今言われるように、通知されても相手が手続きをされなければ、そのままというのが現状なのだと思います。これを本当に本人さんが自分の土地が山林化していると確認してもらって、それを確認したという確認書のようなものを取るということはどうですか。

事務局長 　こちらが通知しただけで、本人の確認書を取るということは法的に何も言われてお

りません。あくまでも地目変更登記というのは、所有者の方が申請することが基本で、あとは登記官の判断で決められるものなので。

2 番委員 相手の方が見に行かれて、どういう状況かと報告をして頂くというのはどうかと思
いまして。

次 長 言われる事はわかりますが、先程も湯浅推進委員が言われたように、都会に出られ
ていて、また荒れ地になって農地の場所も分からないという方もたくさんおられます
ので、それは難しいと思います。事務局が話したように、実際に登記する人は少ない。
都会に出た方はもういいかという感覚の人がほとんどだと思いますので、そういった
方に現地へ行って見てもらう等というのはたいへん難しいことだと思います。

2 番委員 確かに難しいことはあると思うのですが、せっかく出されるので、何か返事くらい
は返ってくるようなことは出来ないのでしょうか。

事務局 手続きするかしないかは別にして、その回答ということですか。

2 番委員 そうですね。

次 長 そこまでの強制力はありません。そういう事情もご理解して頂ければと思います。

2 番委員 最終的にそうなる前に進まないですね。ここの議題の話になるだけで。

事務局 非農地通知を出すとするれば、出した反応があるかと思ひます。農地がどこにあるか
という話も含め説明は難しいかと思ひますが、この通知は出すこととなつていますの
で。色々な返事があるかと思ひますので、それはメモして分かる形で残しておこうと
思ひますのでよろしくお願ひします。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。非農地通知について、決する
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よつて、非農地通知については今後、事務局において法令等
に従つて進めて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

農用地利用集積計画

会 長 次に意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につ
いて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りしました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に

ついて、意見第 1 号をご覧頂きたいと思います。1 ページです。今回は桜江地区の川越と大貫があがっております。新規で 3,517 m²、再設定で 1,680 m²ということで農林水産課より提出されております。次に 2 ページ目になります。利用集積計画の承認でございます。番号 1、●●●●、登記簿は田ですが現況は畑となっております。合計面積は 3,229 m²で、新規でございます。利用権を設定する者として、●●●●です。利用権の設定を受ける者が、●●●●ということでございます。番号 2 です。●●●●が借りられる土地でございます。●●●●。利用権を設定する者が●●●●です。最後のページの 3 ページをご覧下さい。●●●●。こちらは再設定です。利用権を設定する者は、●●●●です。設定を受ける者がしまね農業振興公社ということでございます。利用目的は畑で、期間は 10 年 1 ヶ月の 1,500 円です。賃貸借で農地中間管理機構を通して行うということで計画があがっております。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

9 番委員 番号 1 と 2 の受けられる●●●●、住所が広島県になっていますが、これはどういことですか。耕作が出来るのですか。

事務局 　実際に農業をされておられます。今度、邑南町に家を構えられる予定でそちらでも農業をされ、桜江町でもされるということでございます。この案件につきましては、推進委員からも相談があったものですが、実際には契約をされていなかったのですが、耕作はしておられたそうです。また、下限面積の利用権設定もございませんので、特に問題はないかと思っております。邑南町から時間もそんなにはかからないようなので可能だと思います。以上です。

9 番委員 分かりました。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

推進委員 中間管理機構に委託していますが、10 年 1 ヶ月の 1,500 円となっておりますが、渡し先といいますか受ける方は決まっているのですか。

事務局 　こちらは再設定ですので、確認をしておきますが、決まっているものと思われま。

推進委員 分かりました。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

推進委員 関連で毎月議題にあがってくるのですが、18 条の合意解約をすると必ずそれが中

間管理機構の方へ再設定の新規であがってきている。

事務局 中には、もうこれで終わりだというケースもあります。全部が中間管理機構のために合意解約しているという状況ではありません。

推進委員 毎月、18条第6項でこういった解約があがってきています。これは、こういう形で受けたらあるのですよ、これはないのですよとか見えてくれば振り分けになってきているのかなと意味合いが分かるかと思うのですが。それは、難しいのかもしれませんが、年度に一覧表を作って頂いて出して頂けると思いますが。

次 長 貸し借りの関係は管理機構にいったのは全部分かりますが、少し時期がずれた時には分かりにくいかもしれません。18条だったらすぐそれが誰かにいくというのが分かりかねるところもあります。今日も1件ありますが、即誰か借りるのかと。それはギャップがありますので、すぐというのは分かりかねると思います。

推進委員 中間管理機構に委託しておけば、いつかは再設定をしてくれるだろうという甘い判断が働くのでは。中間管理機構は見つけないといけないから、それが大変ですね。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 その他については、総会終了後、行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたします。これをもちまして、第9回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員